



鳥取県公報

平成27年11月6日（金）
第 8 7 4 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関（720）（観光戦略課）・・・・・・・・・・ 2
	鳥獣捕獲等事業の認定（721）（緑豊かな自然課）・・・・・・・・・・ 2
	保安林の指定の解除予定（2 件）（722・723）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 2
	鳥取県宮境港水産物地方卸売市場施設使用料の徴収及び収納事務の委託 （724）（水産課）・・・・・・・・・・ 3
	土砂災害警戒区域の指定（725）（治山砂防課）・・・・・・・・・・ 3
	土砂災害警戒区域の名称及び区域の変更（726）（〃）・・・・・・・・・・ 3
	土砂災害特別警戒区域の指定（727）（〃）・・・・・・・・・・ 4
	土砂災害特別警戒区域の解除（728）（〃）・・・・・・・・・・ 5
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請（729）（西部総合事務所地域振興局）・・・・・・ 6
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（教育委員会事務局教育環境課）・・・・・・・・・・ 6

告 示

鳥取県告示第720号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年11月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県山陰広域観光周遊ルート調査検討及び山陰広域観光推進組織の設立検討業務プロポーザル審査会	鳥取県山陰広域観光周遊ルート調査検討及び山陰広域観光推進組織の設立検討業務に係る受託業者の選定に関する事項	平成27年11月12日から同月30日まで	観光戦略課

鳥取県告示第721号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の2の規定に基づき、鳥獣捕獲等事業者を認定したので、同法第18条の5第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年11月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	住所	代表者の氏名
一般社団法人鳥取県猟友会	鳥取市湖山町西二丁目413	柴垣 信司

鳥取県告示第722号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年11月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市鹿野町乙亥正字合谷394の3・394の10から394の13まで（以上5筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第723号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年11月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市金沢字坂津山分683の7・683の8（以上2筆国有林）、683の4（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に

備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第724号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県宮境港水産物地方卸売市場施設使用料の徴収及び収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年11月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
境港水産物市場管理株式会社
- 2 委託期間
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

鳥取県告示第725号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年11月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
鳥取市
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (3) 土砂災害警戒区域の名称
河内右谷川（Ⅰ－1－1－1－134）、池の内川（Ⅲ－1－1－1－5）
- (4) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 2 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
鳥取市
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (3) 土砂災害警戒区域の名称
北園B（Ⅰ－1581）、北園C（Ⅰ－1582）、北園D（Ⅰ－1583）、北園E（Ⅰ－1584）、上円通寺（Ⅰ－1586）、栗谷町C（Ⅰ－1588）、岩倉B（Ⅰ－1589）、北村B（Ⅰ－1590）、西今在家B（Ⅰ－1591）、倭文2（Ⅱ－3657）、御熊Ⅰ（Ⅱ－3659）、紙子谷C（Ⅱ－3661）、北園F（Ⅱ－3662）、岩倉C（Ⅱ－3663）、白兔E（Ⅲ－4004）、妙徳寺C（Ⅲ－4036）、服部（Ⅲ－4066）、服部B（Ⅲ－4067）、栗谷町D（Ⅲ－4322）
- (4) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第726号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年11月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
鳥取市
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (3) 土砂災害警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
観音谷川 (I-1-1-1-52)、谷ノ奥川 (I-1-1-13-4)、宿居谷川 (I-2-3-6-9)、北谷川 (I-3-3-5-4)、円通寺北谷川 (II-1-1-1-29)、奥ヶ谷川 (II-1-1-1-42)
- (4) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 2 (1) 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
鳥取市
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (3) 土砂災害警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
湯所町 A (I-9)、湯所町 B (I-10)、橋本 (I-35)、倭文 (I-45)、山ヶ鼻 (I-47)、三山口 A (I-67)、葛谷 C (I-528)、橋本 B (II-2039)
- (4) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第727号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年11月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称
鳥取市
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (3) 土砂災害特別警戒区域の名称
観音谷川 (I-1-1-1-52)、円通寺北谷川 (II-1-1-1-29)、奥ヶ谷川 (II-1-1-1-42)、池の内川 (III-1-1-1-5)
- (4) 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおりとする。
- 2 (1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称
鳥取市
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害特別警戒区域の名称

湯所町 A (I-9)、湯所町 B (I-10)、橋本 (I-35)、倭文 (I-45)、山ヶ鼻 (I-47)、三山口 A (I-67)、北園 C (I-1582)、上円通寺 (I-1586)、栗谷町 C (I-1588)、岩倉 B (I-1589)、北村 B (I-1590)、西今在家 B (I-1591)、橋本 B (II-2039)、倭文 2 (II-3657)、御熊 I (II-3659)、紙子谷 C (II-3661)、岩倉 C (II-3663)、白兔 E (III-4004)、妙徳寺 C (III-4036)、服部 (III-4066)、服部 B (III-4067)、栗谷町 D (III-4322)

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第728号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成27年11月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 (1) 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害特別警戒区域の名称

全部について指定を解除するもの

谷ノ奥川 (I-1-1-13-4)、宿居谷川 (I-2-3-6-9)、北谷川 (I-3-3-5-4)

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

2 (1) 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害特別警戒区域の名称

一部について指定を解除するもの

葛谷 C (I-528)

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第729号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成27年12月20日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成27年11月6日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 申請のあった年月日
平成27年10月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人コーカラ健康塾
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
濱見 慶樹
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市富益町4477-11
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、地域に住む高齢者に対して、身体機能の維持・向上、健康の増進、環境の調整に関する事業を行い、健康寿命の延伸と福祉の増進に寄与することを目的とする。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 11 月 6 日

鳥取県立境港総合技術高等学校長 安 藤 順 一

- 1 調達内容
 - (1) 調達案件の名称及び数量
鳥取県海洋練習船「若鳥丸」第二種及び第三種中間検査に係る整備及び修繕 一式
 - (2) 調達案件の仕様
入札説明書による。
 - (3) 業務の期間
平成27年12月25日から平成28年2月17日まで
 - (4) 履行場所
落札者が所有し、又は借り受けているドライドック（乾船渠）
 - (5) 契約金額
入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。
- 2 入札参加資格
本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が車両・船舶及び航空機類の船舶部品及び修理であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成27年11月16日（月）正午までに4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための申請書類であることを、当該書類の提出と同時に4の（2）の場所に必ず連絡すること。

- （3）平成27年11月6日から同年12月18日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- （4）造船法（昭和25年法律第129号）第2条第1項の規定による国土交通大臣の許可を受けている者であること。
- （5）船舶安全法（昭和8年法律第11号）第5条第1項第2号の中間検査の確実な受検の体制が整備されている者であること。
- （6）平成12年4月1日以降に、国又は地方公共団体が所有する漁業に関する実習、練習、調査、取締り等を目的とする総トン数500トン以上の船舶を対象とした調達公告に示した業務と同様の業務について、国又は地方公共団体と契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立境港総合技術高等学校

4 入札手続等

（1）入札手続に関する問合せ先

〒684-0043 境港市竹内町925

鳥取県立境港総合技術高等学校

電話 0859-45-0411

電子メール sakaisogo-h@mailk.torikyo.ed.jp

（2）競争入札参加資格に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

（3）入札説明書の交付方法

入札説明書は、（1）の場所で平成27年11月6日（金）から同月27日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

（4）入札説明会の日時及び場所

入札説明会を、（1）の場所で平成27年12月8日（火）午後1時30分から行う。

（5）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（6）入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成27年12月18日（金）午後1時。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月17日（木）午後5時までとする。

イ 場所

（1）に同じ

5 入札参加者に要求される事項

- （1）入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しな

なければならない。

- (2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を 4 の(1)の場所に平成27年11月27日(金)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

- ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号)第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Maintenance and repair **II** mid-term and **III** mid-term inspection of the training vessel Wakatori maru 1 set

(2) November 27, 2015 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) December 18, 2015 1:00 PM : Time-limit for submission of tenders

(December 17, 2015 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Tottori Prefectural Sakaiminato Comprehensive Technical High School 925 Takenouchi-cho Sakaiminato-shi Tottori 684-0043 Japan

TEL : 0859-45-0411